

農業委員会の必置規制の堅持に関する要請

農業委員会は、食料・農業・農村基本計画に基づいて「農地の確保・有効利用」、「担い手の確保・育成」という農政の根幹に関わる重要な使命を担っている。とりわけ、農業改革の重要課題である担い手への農地利用集積や遊休農地の発生防止・解消をはじめ、平成19年産から導入される品目横断的経営安定対策の本格実施に向け、その政策対象となる認定農業者等の担い手の確保・育成、集落営農の組織化・法人化について組織を挙げて全力で取り組み、成果の積み上げを図っている。

こうした中、昨年12月、地方制度調査会（第28次）から、農業委員会の必置規制の廃止を内容とする答申が行われたが、こうした論議は、農業・農村の現場で汗を流し、努力している農業委員会関係者に大きな不安と動揺を与えるとともに、今進めている農業の構造改革にも水を差すものである。

農業委員会制度については、農林水産省経営局長の私的諮問機関である「農業委員会に関する懇談会」が平成15年に取りまとめた報告書の中で、「農地の利用と管理を基本とする農業委員会の設置とその役割は農政上の意義を有し、評価されるべき」としており、平成16年には、組織の効率化と業務の重点化を目的とした制度改正が行われたところである。

政府・国会においては、第159回国会の衆・参両院農林水産委員会における『附帯決議』を踏まえ、農地法等の法令業務の全国的な統一性、公平性、客観性を確保するとともに、力強い農業経営の確立に向けた構造改革を加速するため、今後とも独立した行政委員会としての農業委員会の「必置規制」を堅持するよう強く要請するものである。